

国民健康保険税の改定について

1. 改定案の考え方

北海道が算定した国保事業費納付金の納付に必要な保険料総額は、現行の保険税率では集めることができず不足が生じるため、北海道から示される標準保険料率を基本に税率を改定し、不足額を解消します。

(1) 国保事業費納付金の納付に必要な保険料総額と不足見込額

北海道が実施した国保事業費納付金の本算定（仮係数）の結果、納付金の納付に必要な保険料総額は「約14億500万円」と算定されました。

本市の現行税率で収納可能な保険料総額は「約12億6,500万円」と推計していますので「約1億4,000万円」の不足が見込まれます。

本算定（仮係数）による必要保険料総額	1,405,268,421 円 ①
現行税率による収納可能な保険料総額見込み	1,264,952,738 円 ②
不足見込額	140,315,683 円 ③

【内訳】

	必要保険料総額 ①	収納可能見込額 ②	差 引 ③
基礎課税分	1,009,477,947 円	934,319,045 円	75,158,902 円
後期高齢者支援金分	299,417,860 円	244,533,544 円	54,884,316 円
介護分	96,372,614 円	86,100,149 円	10,272,465 円
合 計	1,405,268,421 円	1,264,952,738 円	140,315,683 円

(2) 応能（所得割）：応益割合（均等割・平等割）

平成30年1月に北海道から示される本算定（確定係数）の標準保険料率は、応能応益割合が48：52で算定され、当市の現行の賦課割合と乖離していないことから北海道から示される賦課割合を基本とします。

	応能（所得割）	応益（均等割・平等割）
現 行	47.59	52.41
標準保険料率（確定係数）	48	52
改定案	標準保険料率の算定結果を基本とする	

2. 「改定見込」と「現行税率」の比較

(1) 税率の比較表

		改定見込	現行税率	改定見込との差
基礎課税分	所得割	8.58 %	8.05 %	0.53 %
	均等割	21,872 円	20,000 円	1,872 円
	平等割	31,831 円	29,500 円	2,331 円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.42 %	2.00 %	0.42 %
	均等割	6,696 円	5,400 円	1,296 円
	平等割	9,298 円	7,600 円	1,698 円
介護分	所得割	2.60 %	2.10 %	0.50 %
	均等割	9,600 円	7,100 円	2,500 円
	平等割	8,800 円	6,900 円	1,900 円

◆改定見込の算定に用いた諸条件

(1)	応能・応益割合	現行の賦課割合を使用
		(実際の改定案は北海道の算定結果を基本)
(2)	一般被保険者数	北海道の推計値を使用【14,050人】
		(参考：11月末) 14,272人
(3)	介護被保険者数	北海道の推計値を使用【3,727人】
		(参考：11月末) 3,950人
(4)	一般被保険者世帯数	北海道の推計値を使用【8,363世帯】
		(参考：11月末) 8,861世帯
(5)	介護被保険者世帯数	本市の推計値を使用【3,295世帯】
		(参考：11月末) 3,332世帯
		北海道が算定に用いた数値【3,713世帯】
	※北海道は今回の算定で介護世帯数の推計値を使用していないため本市の推計値を使用。	

上記の賦課割合や平成30年度の被保険者数、世帯数の見込みをもとに、不足額の約1億4千万円を税収により賄うことが可能な税率を算定し、改定見込みとしています。